

第 29 期決算公告

東京都渋谷区広尾 1-13-7
恵比寿イーストビル 5 階
株式会社ブランチ・アウト
代表取締役 大谷真一

貸 借 対 照 表

(令和 6 年 8 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 ・ 純 資 産 の 部	
【流動資産】	4,777,855	【流動負債】	2,265,033
現金及び預金	2,248,334	買 掛 金	1,547,798
受取手形及び売掛金	1,942,878	未 払 金	449,941
商 品	404,888	未 払 法 人 税 等	68,421
その他流動資産	181,753	未 払 消 費 税	38,674
		賞 与 引 当 金	28,001
		その他流動負債	132,195
【固定資産】	322,675	【固定負債】	135,012
(有形固定資産)	24,566	資 産 除 去 債 務	22,900
建 物	41,545	退 職 給 付 引 当 金	66,906
建 物 附 属 設 備	5,401	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	36,253
工 具 器 具 備 品	36,654	株 式 給 付 信 託 引 当 金	8,953
土 地	1,078	負債の部合計	2,400,046
減 価 償 却 累 計 額	△50,114	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)	19,302	【株主資本】	2,700,841
ソ フ ト ウ ェ ア	19,302	資 本 金	50,000
ソフトウェア仮勘定	-	資 本 剰 余 金	-
(投資その他の資産)	268,806	利 益 準 備 金	2,500
長 期 貸 付 金	-	(その他利益剰余金)	2,648,341
関 係 会 社 出 資 金	16,550	任 意 積 立 金	40,000
投 資 有 価 証 券	8,009	繰 越 利 益 剰 余 金	2,608,341
敷 金 及 び 保 証 金	147,356	(うち、当期純利益)	400,900
ゴ ル フ 会 員 権	25,847	【評価・換算差額等】	△357
長期繰延税金資産	71,042	その他有価証券評価差額金	△357
		純資産の部合計	2,700,484
資産の部合計	5,100,530	負債・純資産の部合計	5,100,530

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

金融商品取引法、会社法および関係法令等に基づく評価方法によっております。

具体的には決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

原則として先入先出法による低価法によっております。ただし、これにより評価し難い場合または重要性の乏しいもの等については、最終仕入原価法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主な償却方法及び耐用年数は次のとおりであります。

建物	定額法	10年～39年
建物附属設備	定額法	10年～18年
機械及び装置	定額法	7年
工具器具備品	定額法	5年～8年
一括償却資産	定額法	3年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当会計年度負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当会計期間末における退職給付債務（簡便法）に基づき計上しております。

④株式給付信託引当金

当該規程に基づく役員への給付に備えるため、給付見込額のうち当会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑦ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、実績に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。